

別紙様式 4

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

〔随意契約によるもの〕

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
1	金沢公共職業安定所第2駐車場賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 笹川 康成 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成28年4月1日	所有者	庁舎の慢性的な駐車場不足を解消するためには、別の駐車場の確保が必要不可欠であり、来所者の利便性及び駐車台数30台程度の条件を最適に満たす敷地は当該地のみであり、契約の性質が競争を許すものではなく、会計法29条の3第4項に該当するため。	2,705,664	1,728,000	63.9	—		所見なし
2	石川労働局労働基準部 労災補償課分室 事務 室賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 笹川 康成 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成28年4月1日	一般社団法人 石川県労働者 福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	平成28年1月から労災補償課分室を同一ビルに設置しているところであるが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格よりも同等以下である同建物を選定したところである。 また、仮に移転するとした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、原状回復費用等の経費が必要となるため、既存の同施設の継続賃金の方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	4,215,900	3,804,000	90.2	—		所見なし
3	平成28年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 笹川 康成 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成28年4月1日	社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会 石川県金沢市高岡町7-25	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。	24,656,000	22,943,000	93.1	—		所見なし
				社会福祉法人 こまつ育成会 石川県小松市桜木町96-2	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。	24,785,000	21,086,000	85.1	—		
				社会福祉法人 徳充会 石川県七尾市青山町ろ22	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。	14,362,000	14,362,000	100.0	—		

※ 備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応募(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

別紙様式 4

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

〔随意契約によるもの〕

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
4	平成28年度 給与等システムプログラムの使用許諾、ソフトウェアサポート及びハード保守契約	石川労働局 支出負担行為担当官 笹川 康成 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成28年4月1日	コンピュータ・システム(株) 京都府京都市上京区笹屋町 千本西入笹屋4-273-3	当該システムプログラム使用許諾権は、開発業者にのみ帰属し、他社に使用許諾を認めることはなく、ソフトウェアの所有権、著作権も当該業者に帰属していることから、保守部分のみを他社が行うことが不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,321,136	2,321,136	100.0	—		
5	平成28年度 高齢者活躍人材育成事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 笹川 康成 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成28年4月1日	公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会 石川県金沢市芳斉1-15-15	①「高齢者活躍人材育成事業実施要領」(以下「実施要項」という。)の基準に照らして、当該事業を実施する受託者として、地域高齢者のシルバー派遣を前提とした支援業務に必要な実施体制、支援対象者の継続的な確保の見直し等から、相応しいと判断されるもの。 ②高齢者雇用安定法第42条第1項第3号の規定に基づき、臨時的・短期的・軽易な業務に係る就業に必要な知識・技能の付与を目的とした技能講習は、同法第41条及び第44条により都道府県知事が指定したシルバー人材センターを行うこととなっており、当シルバー人材センター連合会が県内で指定された唯一の団体であること。	42,831,000	42,831,000	100.0	—		所見なし
6	平成28年度 地域若者サポートステーション事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 笹川 康成 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成28年4月1日	石川県人材確保・定住推進機構 石川県金沢市石引4-17-1	会計法第29条の3第4項および予算決算及び会計令第102条の4第3号(企画競争による選定)	18,000,000	17,997,725	100.0	—	新規	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。